

第 13 号 議 案

令和 8 年度長崎県交通事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度長崎県交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	車 両 数		358 両
	乗 合		316 両
	貸 切		42 両
(2)	年間走行料	14,306,000 km	(1 日平均) 39,195 km
	乗 合	12,527,000 km	(1 日平均) 34,321 km
	貸 切	1,779,000 km	(1 日平均) 4,874 km
(3)	年間輸送人員	12,537,000 人	(1 日平均) 34,348 人
	乗 合	12,207,000 人	(1 日平均) 33,444 人
	貸 切	330,000 人	(1 日平均) 904 人
(4)	主な建設改良事業		
	車 両 購 入	23 両	311,913 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	事 業 収 益		6,375,032 千円
第 1 項	営 業 収 益		5,246,003 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		1,111,538 千円
第 3 項	特 別 利 益		17,491 千円
		支	出
第 1 款	事 業 費 用		6,293,644 千円
第 1 項	営 業 費 用		5,968,461 千円
第 2 項	営 業 外 費 用		297,791 千円
第 3 項	特 別 損 失		27,392 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 543,870千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,436千円、過年度分損益勘定留保資金361,206千円、特別減収対策企業債115,228千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			1,099,000 千円
第1項 企業債			1,099,000 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			1,642,870 千円
第1項 建設改良費			841,793 千円
第2項 企業債償還金			696,655 千円
第3項 投資			104,422 千円
(債務負担行為)			

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
交通局行政事務機器賃借等	令和9年度から 令和13年度まで	千円 7,801
交通局行政県有施設等管理業務	令和9年度	380,789
交通局行政機器等保守業務	令和9年度	23,856
インタンク軽油購入等	令和9年度	310,779
県営バスターミナル業務委託等	令和9年度	124,881
自動車任意保険	令和9年度	72,291
事業用車両購入等	令和9年度	465,537
交通局高圧受変電設備更新工事	令和9年度から 令和10年度まで	71,400

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費 借換債	千円 1,099,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和8年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	1,099,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(2) 資本的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

3,618,608 千円

(2) 交際費

87 千円

(他会計からの補助金)

第10条 交通事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、248,692千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,000,000千円と定める。

令和8年3月11日提出

長崎県知事 平田 研